

第2章 春日部市の環境行政を取り巻く現状と課題

1 春日部市の概況

(1) 位置と地勢

本市は、埼玉県の東部に位置し、南北約12km、東西約11km、面積は66km²です。

関東平野のほぼ中央、都心から35km圏にあり、北は宮代町・杉戸町、南は越谷市・松伏町、西はさいたま市・白岡市、東は江戸川を挟んで千葉県野田市と接しています。

交通は、市内を通る鉄道では、東武伊勢崎線（スカイツリーライン）と東武野田線（アーバンパークライン）が南北、東西で交差し、合計8駅を有しています。主要な道路では、東西に横断する国道16号と、南北に縦断する国道4号及び4号バイパスのそれぞれが交差しており、地域の交通の要衝となっています。



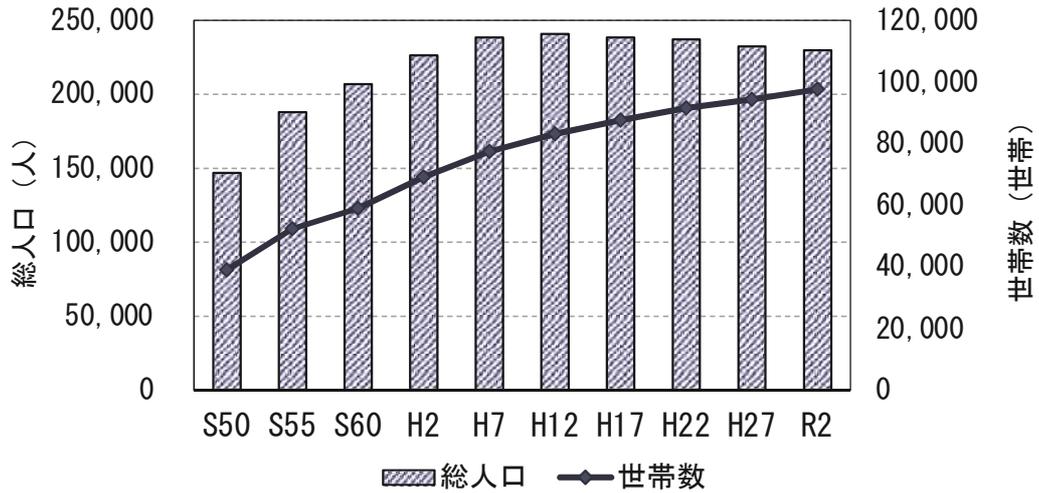
図表 2-1：春日部市の位置と地勢

(2) 人口と世帯数

2020年（令和2年）国勢調査における人口は、229,792人です。本市は、首都圏のベッドタウンとして発展を続け、2000年（平成12年）頃までは人口増加の傾向にありましたが、2005年（平成17年）国勢調査以降は、減少の傾向になりました。

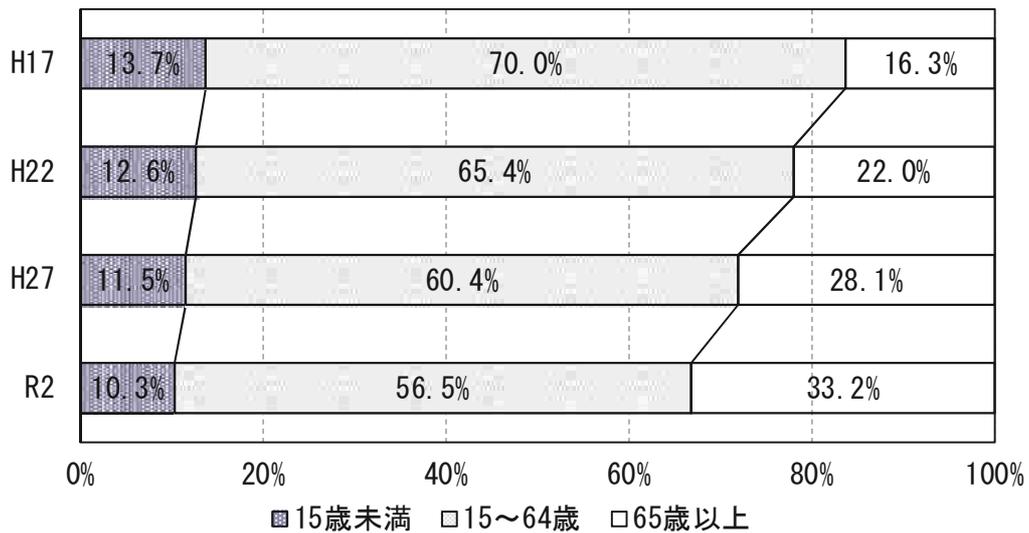
しかし、世帯数は増加傾向にあり、単身世帯の増加が進んでいます。

年齢別構成をみると、年少人口（15歳未満）が減少し、高齢人口（65歳以上）が増加しており、本市においても少子高齢化の傾向がみられます。



出典：国勢調査（総務省）

図表2-2：春日部市の総人口・世帯数の推移



出典：国勢調査（総務省）

図表2-3：春日部市の年齢別人口構成の推移

2 春日部市の環境の現状

(1) 生活環境

ア. 大気

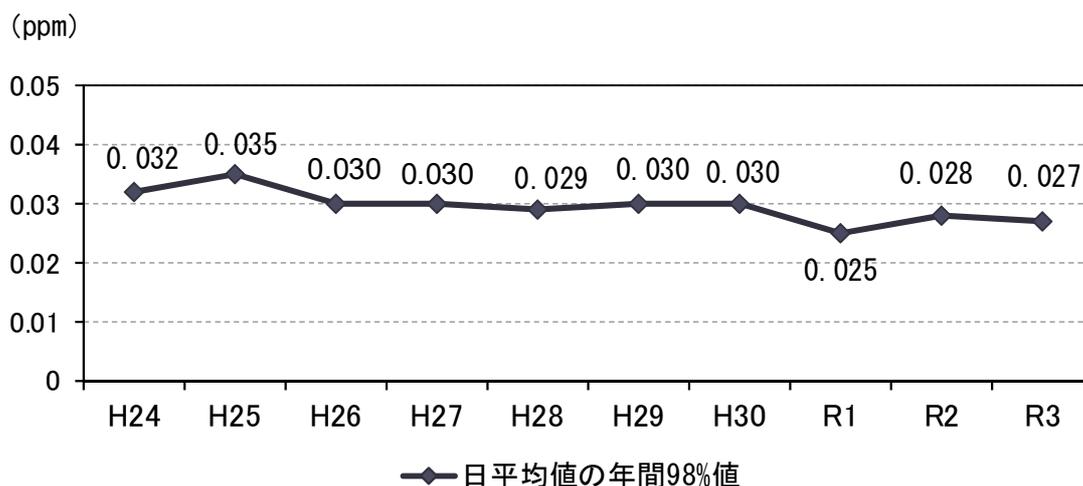
本市には、埼玉県の測定局が設置され、大気汚染物質の常時監視が行われています。近年、「二酸化窒素」(図表2-4)、「二酸化硫黄」(図表2-5)、「浮遊粒子状物質」(図表2-6)の濃度は、環境基準におおむね適合しており、改善傾向にあります。これは、工場などの事業所からの排出対策が、法令規制によって改善したことや低公害車が普及してきたことによるものと考えられます。

また、「微小粒子状物質(PM2.5)」(図表2-7)は、粒子径2.5 μ m以下の微粒子で、大気中の粒子状物質のなかでも特に粒径の小さいものです。肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器系など健康への影響が懸念されています。測定が開始された2015年度(平成27年度)は、環境基準に適合しませんでした。2016年度(平成28年度)は環境基準を達成しました。

一方、工場や自動車から排出される窒素酸化物・硫黄酸化物から光化学反応によって生成される「光化学オキシダント」(図表2-8)の濃度は、環境基準に適合しない状況が続いています。

(ア) 二酸化窒素 (NO₂)

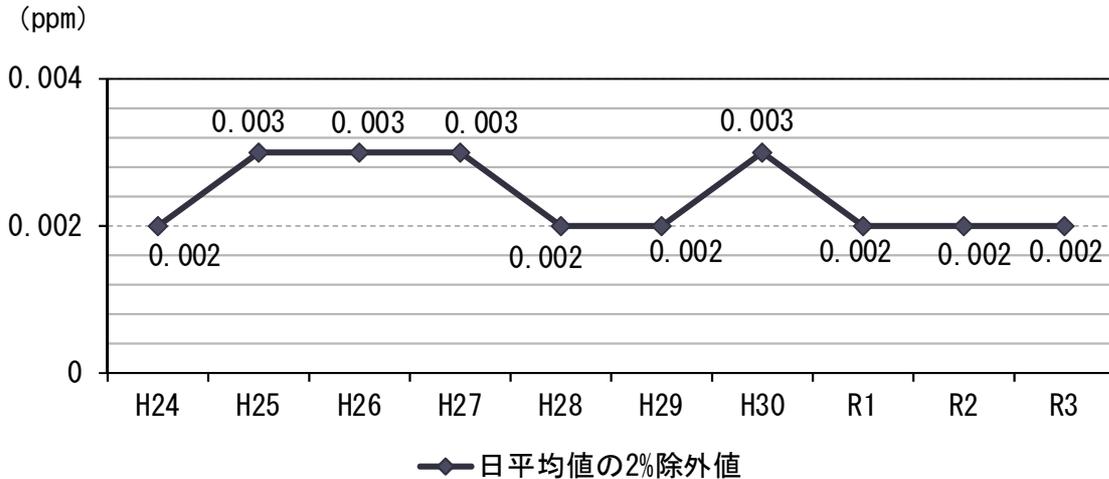
環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(1978年(昭和53年)7月11日告示)」と定められています。長期的に減少傾向にあり、環境基準を達成しています。



図表2-4: 二酸化窒素 (NO₂)

(イ) 二酸化硫黄 (SO₂)

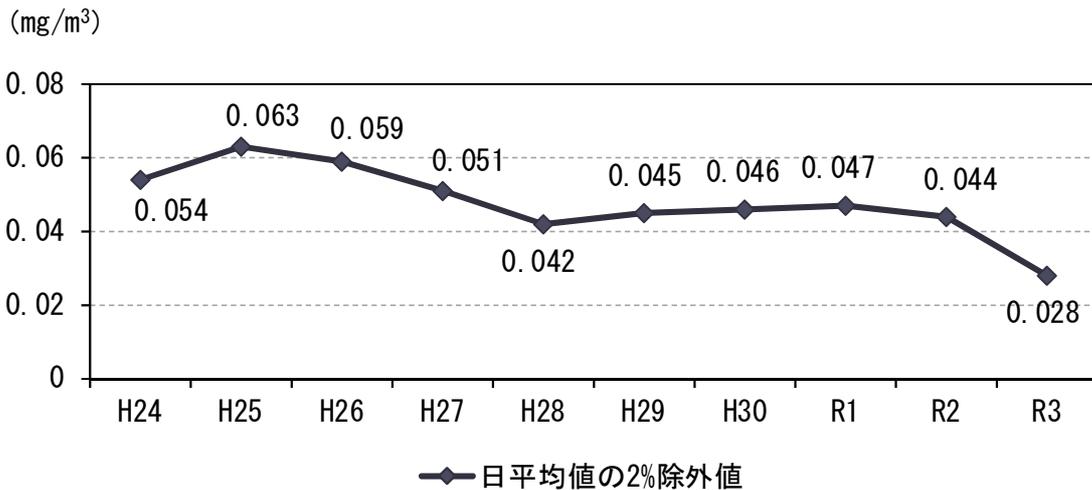
環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(1973年(昭和48年)5月16日告示)」と定められています。例年、環境基準を達成しています。



図表 2-5 : 二酸化硫黄 (SO₂)

(ウ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。(1973年(昭和48年)5月8日告示)」と定められています。例年、環境基準を達成しています。

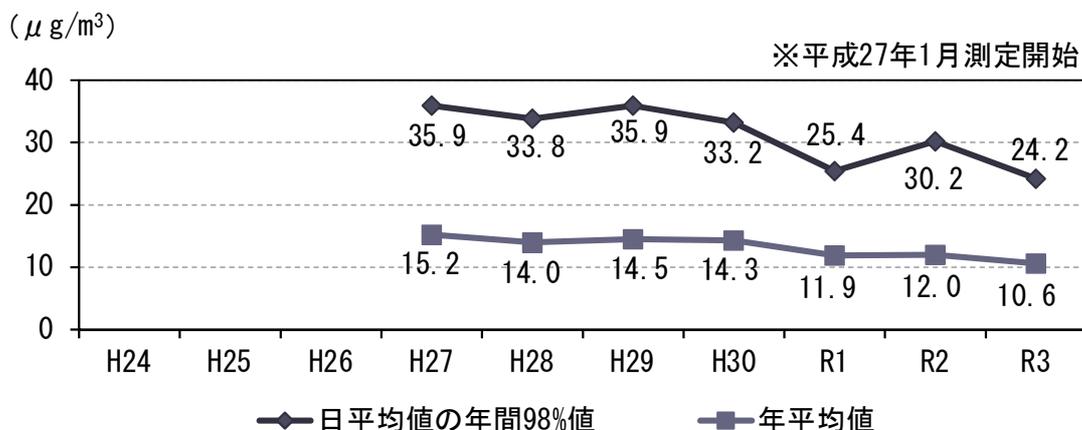


図表 2-6 : 浮遊粒子状物質 (SPM)

(エ) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

環境基準は、「1年平均値15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値35μg/m³以下であること。(2009年(平成21年)9月9日告示)」と定められています。2015

年度（平成27年度）及び2017年度（平成29年度）は、環境基準に適合しませんでした。2018年度（平成30年度）以降は、環境基準を達成しています。

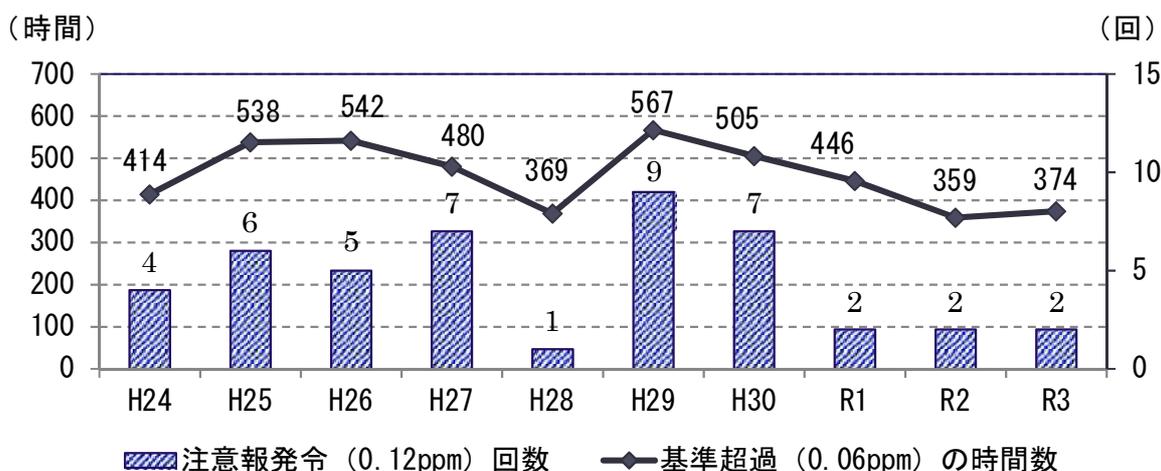


図表 2-7：微小粒子状物質（PM2.5）

(オ) 光化学オキシダント（Ox）

環境基準は、「1時間値が0.06ppm以下であること。（1973年（昭和48年）5月8日告示）」と定められています。例年、環境基準を達成していません。

また、光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、継続すると認められるときは、光化学スモッグ注意報等が発令されます。例年、5月から9月にかけて注意報が発令されています。



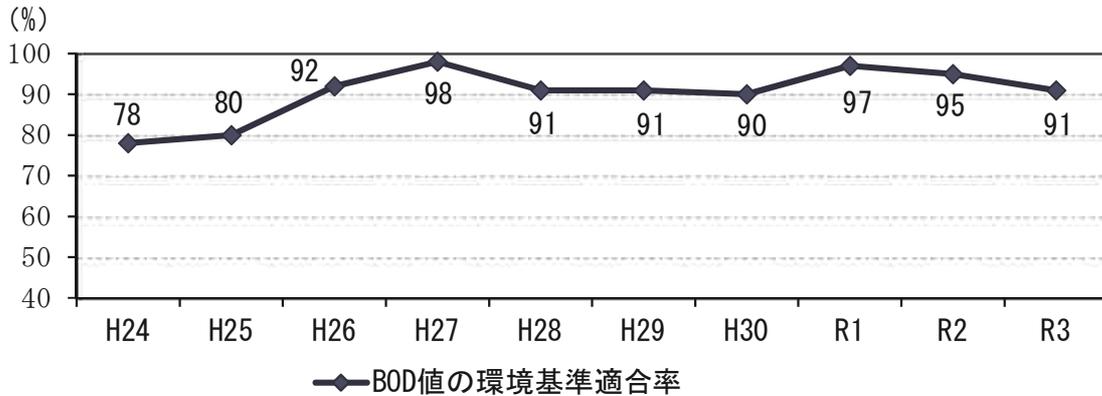
図表 2-8：光化学オキシダント（Ox）

イ. 水質

本市では、市内を流れる主要河川の水質を調査しています。（図表 2-9）

河川の汚れを示す指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準適合率は、長期的にみて改善傾向にあります。

改善の理由としては、公共下水道の整備率や、合併処理浄化槽による生活排水処理率が、2012年度（平成24年度）以降、95%程度と高い割合で推移し、上流の市町でも、これらの整備が進んでいることによるものと思われます。



図表 2-9：主要河川の生物化学的酸素要求量（BOD）

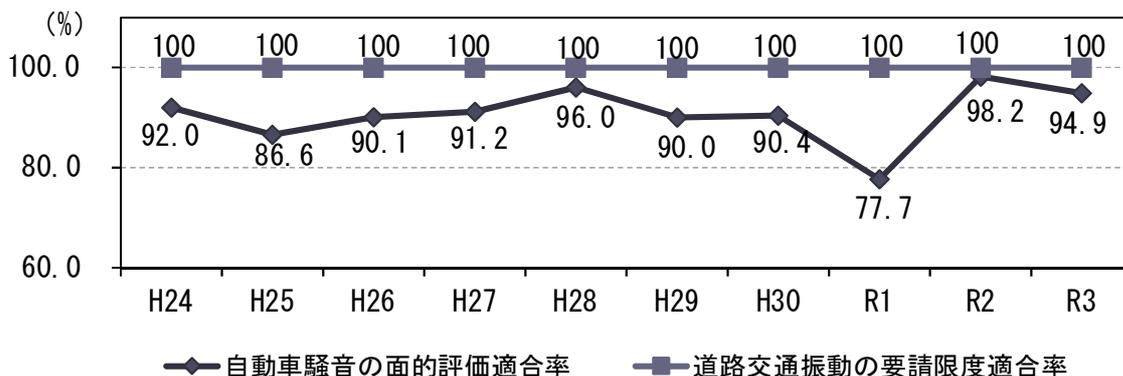
ウ. 騒音・振動

本市では、主要な道路の自動車騒音・道路交通振動の調査をしています。

騒音の環境基準は、一般的な地域と道路に面する地域について、地域区分ごとに、昼間（午前6時から午後10時）と夜間（午後10時から午前6時）のそれぞれで、定められています。振動は、環境基準が定められていません。

また、自動車騒音と道路交通振動については、環境基準のほかに、一定の限度を超えて道路周辺の生活環境が損なわれると認められるときに、交通規制等の措置を講じるよう要請等をする、要請限度が定められています。

自動車騒音は、調査地点単体では基準を満たせないこともあります。調査区間全体として評価する面的評価では、環境基準の適合率は90%程度で推移しています。また、道路交通振動の要請限度の適合率は100%達成しています。（図表2-10）



図表 2-10：自動車騒音及び道路交通振動

騒音・振動は、自動車のほか、工場・事業所、建設工事、家庭生活、カラオケなどの深夜営業からも発生しており、発生源が多岐にわたっています。

騒音・振動についての苦情は、建設工事によるものが多く、件数は横ばいの傾向にあります。（図表2-11）

（単位：件）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
騒音	43	27	47	39	53	42	51	37	41	21
振動	7	3	2	2	5	3	5	3	6	4

図表2-11：騒音・振動に関する苦情

エ. 放射性物質

東京電力株式会社（現、東京電力ホールディングス株式会社。以下、「東京電力」という。）福島第一原子力発電所の事故により、自然環境中に拡散した放射性物質の状況を調査するため、2012年度（平成24年度）から2017年度（平成29年度）まで、河川水、地下水、土壌について測定していました。（図表2-12, 13, 14）

（単位：ベクレル/リットル）

地点	年度	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137
大落古利根川	H24	不検出	不検出	不検出
	H28	不検出	不検出	不検出
	H29	不検出	不検出	不検出
中川	H24	不検出	不検出	不検出
	H28	不検出	不検出	不検出
	H29	不検出	不検出	不検出

図表2-12：河川水の放射性物質調査

（単位：ベクレル/リットル）

地点	年度	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137
小淵小 （井戸水）	H24	不検出	不検出	不検出
	H28	不検出	不検出	不検出
	H29	不検出	不検出	不検出

図表2-13：地下水の放射性物質調査

(単位：ベクレル/キログラム)

地点	年度	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137
市役所本庁舎	H24	不検出	13	27
	H28	不検出	18	110
	H29	不検出	13	85
庄和総合支所	H24	不検出	不検出	14
	H28	不検出	18	97
	H29	不検出	不検出	70

図表 2-14：土壌の放射性物質調査

オ. 空間放射線量

東京電力福島第一原子力発電所の事故により自然環境中に拡散した放射性物質による放射線の影響について、本市における空間放射線量の状況を把握するため、2011年（平成23年）8月から測定しています。（図表2-15, 16）

また、2011年（平成23年）11月に、「春日部市における周辺より放射線量の比較的高い箇所への当面の対応方針」を定め、2011～2012年（平成23～24年）に詳細な測定を行い、放射線量の高い箇所については、低減化作業を行いました。現在は、各測定地点において、国の除染基準値である毎時0.23マイクロシーベルトを下回っています。

(単位：マイクロシーベルト/時)

定点名称	測定年度	地上 5cm	地上 50cm	地上 1m
市役所本庁舎	H23	0.107	0.098	0.091
	H28	0.059	0.058	0.058
	R3	0.046	0.048	0.049
ゆっく武里	H23	0.112	0.105	0.100
	H28	0.073	0.071	0.070
	R3	0.064	0.060	0.063
庄和総合支所	H23	0.114	0.107	0.102
	H28	0.064	0.065	0.063
	R3	0.053	0.058	0.058
大夙公園	H23	0.101	0.095	0.090
	H28	0.078	0.070	0.067
	R3	0.073	0.075	0.077

図表 2-15：定点における空間放射線量

区分	測定の高さ	判断の目安
面的 (一般環境への配慮)	1m 50cm 5cm	0.23 マイクロシーベルト/時超
局所的 (子どもへの影響に配慮)	5cm 以内	1 マイクロシーベルト/時以上

図表 2-16 : 低減化作業の判断の目安

(「春日部市における周辺より放射線量の比較的高い箇所への当面の対応方針」より)

(2) 自然環境

ア. 緑地・公園・農地

本市の全緑地面積は、約2,463haであり、市の総面積に対する割合は、約37%となっています。緑地の内訳は、地域制緑地が約2,202haで、全緑地面積の9割を占め、残りの1割が施設緑地で、約287haとなっています。地域制緑地の9割は、農用地区域であり、約1,892haとなっています。施設緑地の内訳は、運動広場、ちびっ子広場、遊水池広場等の公共施設緑地が最も大きな割合を占めて約165haであり、都市公園が約99ha、民間施設緑地が約23haとなっています。

これまで、緑化協定の締結や生垣整備、緑道整備等に取り組むとともに、公園の整備と維持により、緑化を推進し、自然とのふれあいの場を確保しています。併せて、農地についても、保全に取り組んでいくことが必要です。

※内訳の面積には、施設・地域制緑地間の重複面積が含まれるため合計面積と全緑地面積は一致しません

イ. 歴史・文化を感じられる景観

本市は、江戸時代に日光道中の宿場町「粕壁宿」として栄えたことから、蔵造りの建物などの歴史や文化を感じられる景観を有しています。また、「神明貝塚」や「内牧塚内古墳群」などの史跡や、「牛島のフジ」や「碓^{いかり}神社のイヌグス」などの天然記念物に加えて、街路樹の藤棚として日本一の長さ（総延長約1.1km）を誇る「ふじ通りの藤棚」など、歴史的景観の魅力と調和した自然の保全と活用を進めています。これらの景観は、まちの個性を特徴づけるとともに、郷土愛を醸成する重要な役割を果たします。



粕壁宿の蔵造りの建物

碓^{いかり}神社のイヌグス

ふじ通りの藤棚

図表 2-17 : 歴史・文化を感じられる景観

ウ. 生物多様性

本市は、かつては水田が広がり、水生植物やカエル・昆虫などの水生生物をはじめとした豊かな生態系を有していましたが、高度経済成長期以降の急激な開発のなかで、水田・田畑・山林が減少し、生物多様性が失われています。

2010年（平成22年）に実施した市内の動植物生息状況の現地調査（図表2-18）によると、植物は約649種、動物は約872種、合計約1,521種の生き物が確認されています。ハンゲショウ、ミドリシジミ、ニホンアカガエル、ホンドタヌキ、オオタカ（※オオタカは、2017年（平成29年）9月21日に、国内希少種の指定解除。）など絶滅が危惧されている希少動植物も、市内の限られた環境のなかで生き延びている状況が確認されており、生き物の生息地の保全を進めながら、人と自然の共生を推進することが必要です。

（資料編「4. 春日部生き物マップ」参照）

また、市内では特定外来生物のアライグマ、カミツキガメ、オオキンケイギク、アレチウリ、セアカゴケグモなどの生息が確認されており、県内ではクビアカツヤカミキリなどが生息範囲を拡大し、農作物へ被害を与えたり、在来の固有種へ悪影響を及ぼすことが懸念されています。

図表2-18：平成22年 動植物生息状況調査

（単位：種）

	植物	哺乳類	鳥類	両性類	爬虫類	昆虫類	魚類	底生生物	動物計	合計
全体数	649	5	134	5	8	691	13	16	872	1,521
希少な動植物種数※	43	2	35	2	5	11	1	2	58	101

※埼玉県レッドデータブック 2008 動物編、2011 植物編に掲載されている絶滅危惧Ⅰ・Ⅱ、準絶滅危惧種に基づく



アライグマ

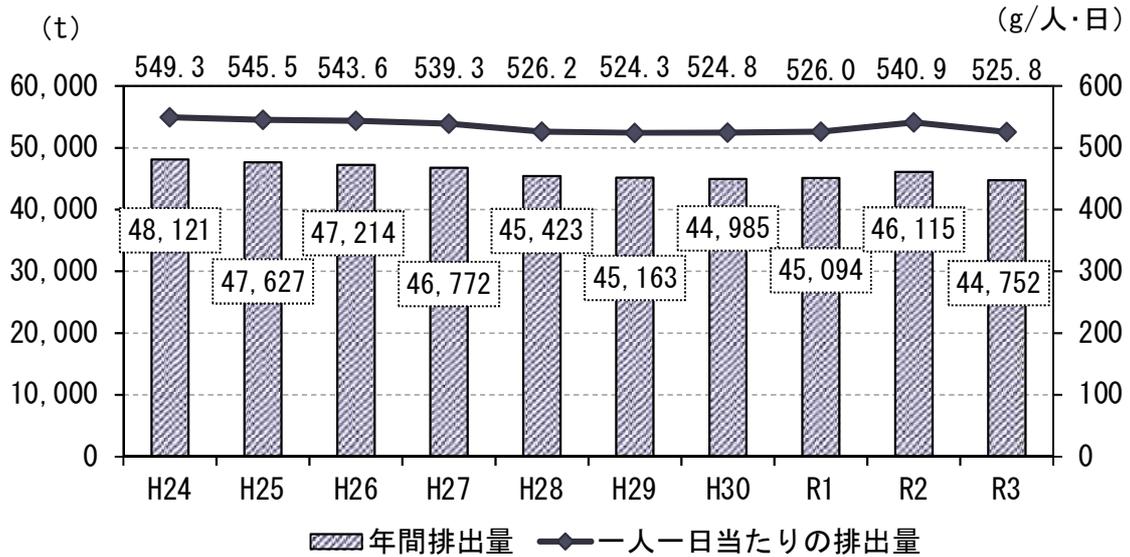
カミツキガメ

オオキンケイギク

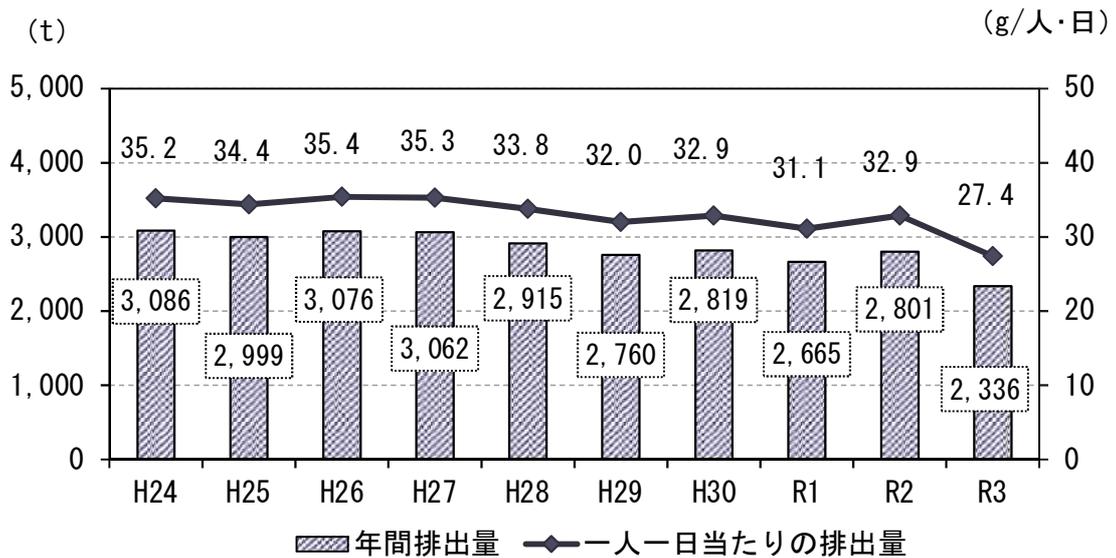
(3) 循環環境

ア. 家庭系ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）

家庭から排出される可燃ごみ・不燃ごみの量は、近年、少しずつ減少しています。また、市民1人が1日に出すごみの量も、同様に、減少傾向にあります。



図表 2-19：家庭系ごみ（可燃ごみ）の排出量

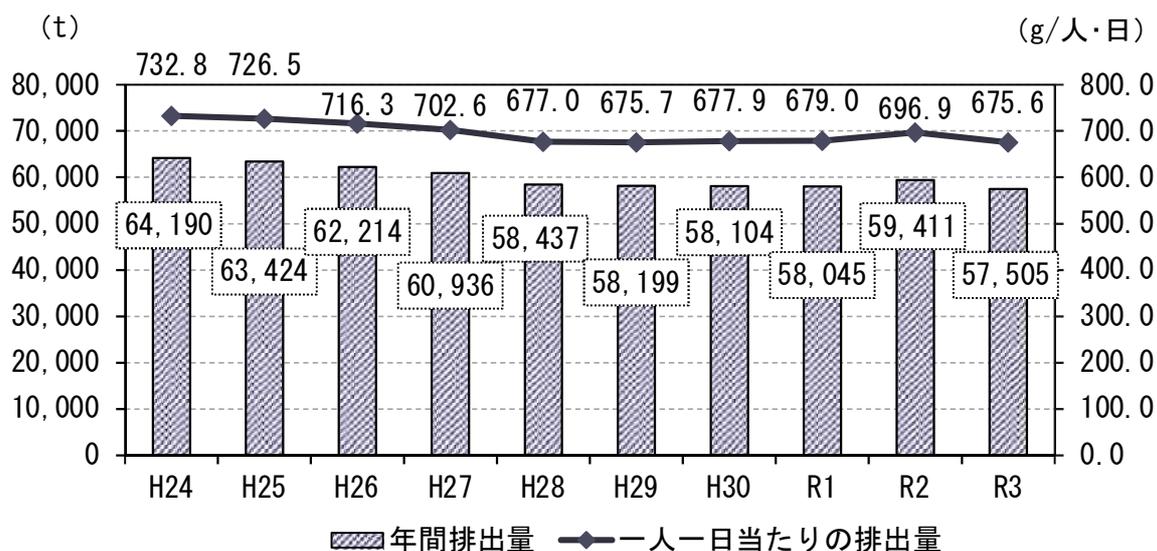


図表 2-20：家庭系ごみ（不燃ごみ）の排出量

イ. 家庭系ごみ（市域全体）

家庭から排出される可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害物・資源物に集団資源回収分を加えた市域全体のごみの量は、近年、少しずつ減少しています。

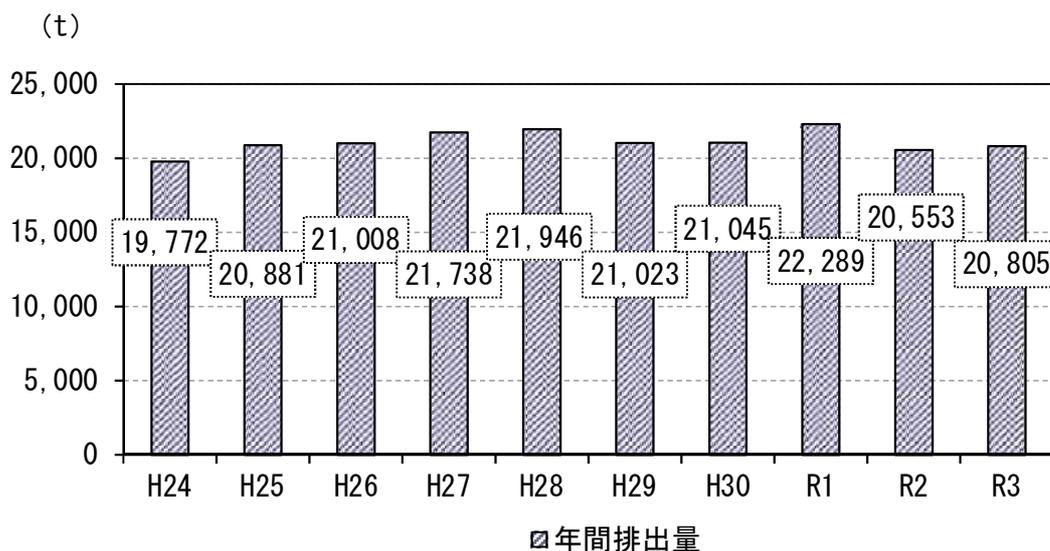
また、市民1人が1日に出すごみの量も、同様に、減少傾向にあります。



図表 2-21：家庭系ごみ（市域全体）の排出量

ウ. 事業系ごみ（市域全体）

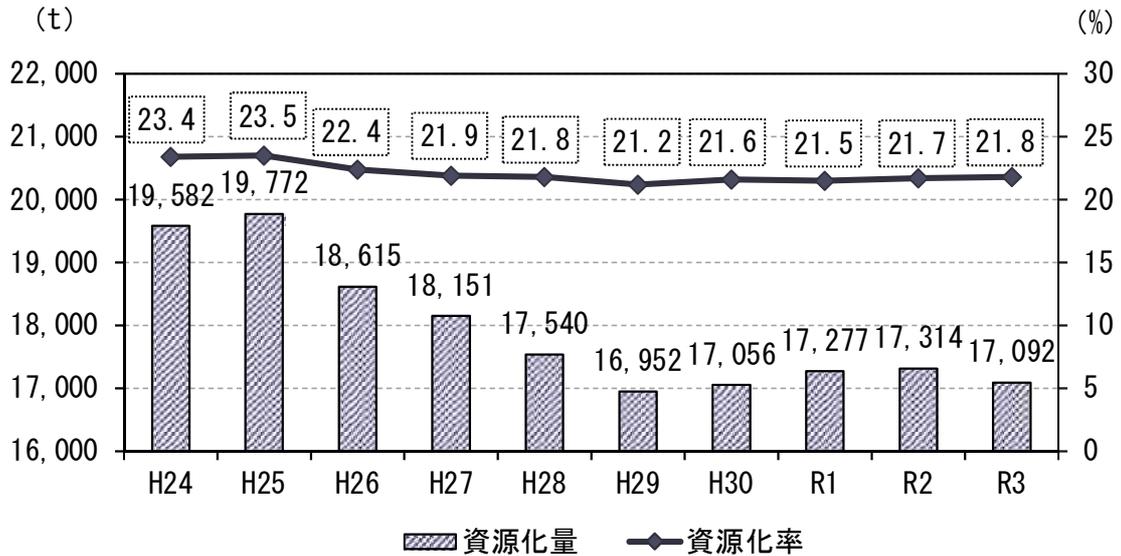
事業所から排出される可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源物について、市域全体のごみの量は、近年、少しずつ増加しています。



図表 2-22：事業系ごみ（市域全体）の排出量

エ. 資源化の状況

本市では、びん・缶・ペットボトル・紙・布の分別収集のほか、可燃焼却灰や不燃ごみ破碎金属などの資源化に取り組んでいますが、近年、資源化量及び資源化率は、微減傾向にあります。



図表 2-23：資源化量及び資源化率

オ. 不法投棄

コンビニエンスストアや通学路、駅周辺などの人通りの多い道や、農地や河川などの人目につかない場所でのごみのポイ捨て、不法投棄が繰り返されている状況がみられます。

(4) 地球環境

ア. 温室効果ガス排出量

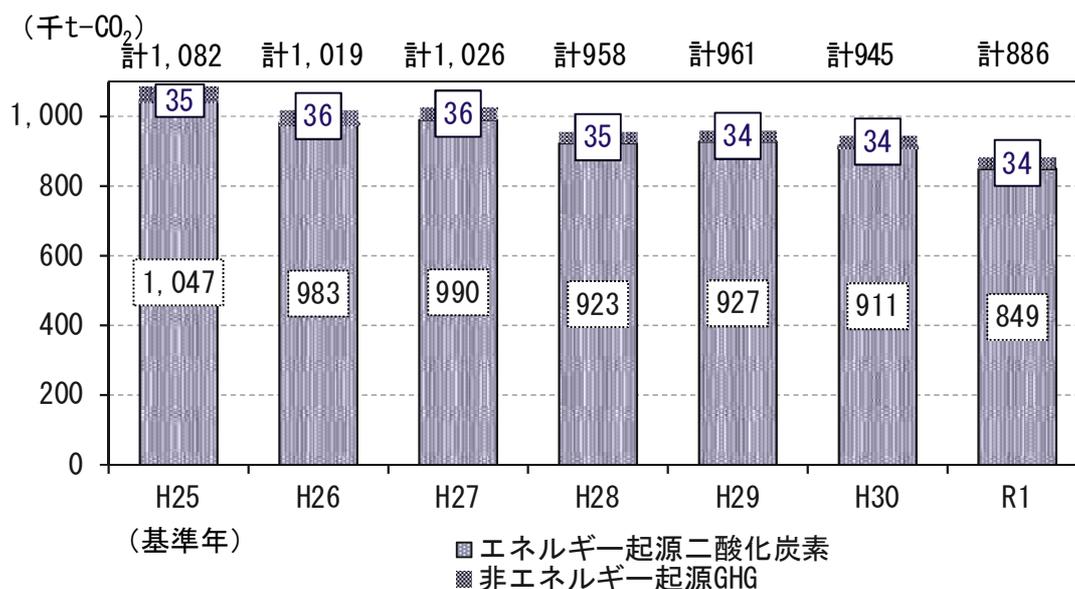
本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市域からの温室効果ガスの排出を計画的に抑制することを目的として、2011年（平成23年）12月に、「春日部市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

実行計画の進捗状況を把握するため、春日部市域から排出される温室効果ガス排出量を毎年度、算定しています。

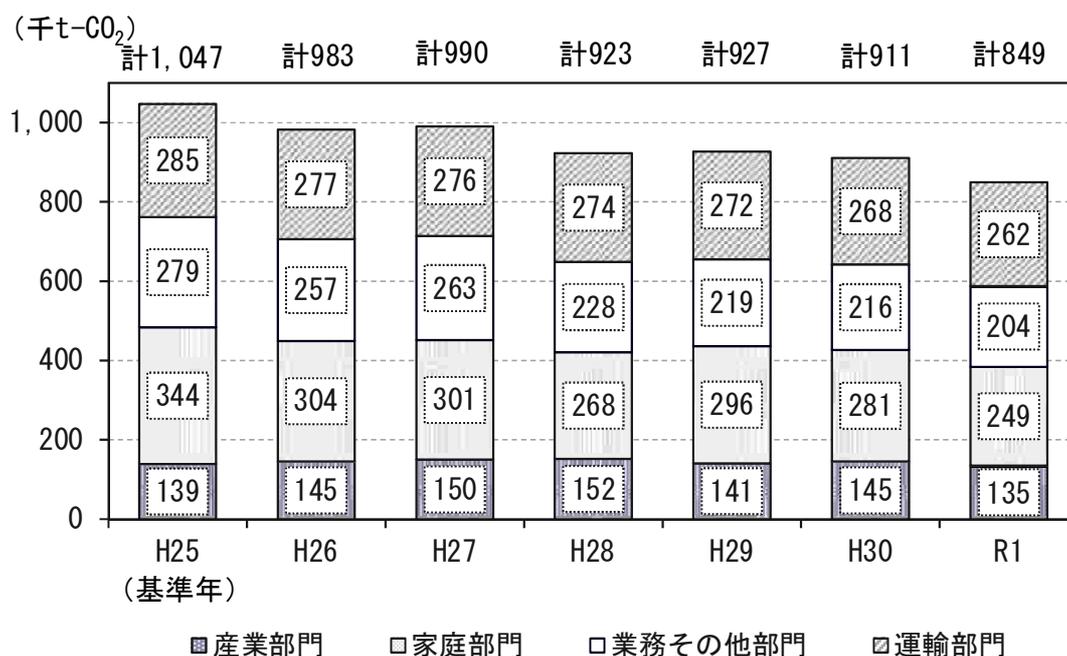
2019年度（令和元年度）の温室効果ガス総排出量は、886千t-CO₂で、基準年である2013年度（平成25年度）の値と比べて18.1%減少しています。（図表2-24）

温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源二酸化炭素排出量は、849千t-CO₂であり、部門別にみると、基準年と比較して産業部門（2.9%減）、家庭部門（27.6%減）、業務その他部門（26.8%減）、運輸部門（8%減）それぞれで減少しています。（図表2-25）

全ての業種で排出量が減少傾向にあります。更なる排出量削減に向けて、市民・事業者・市が、協力して排出削減に向けた取組を推進することが必要です。



図表 2-24 : 春日部市域の温室効果ガス排出量



※端数処理の都合上、数値が一致しない場合があります。

図表 2-25 : 春日部市域の部門別の二酸化炭素排出量

イ. 再生可能エネルギーの利用

本市では、地球温暖化防止対策の一環として、再生可能エネルギーの普及に取り組んでいます。

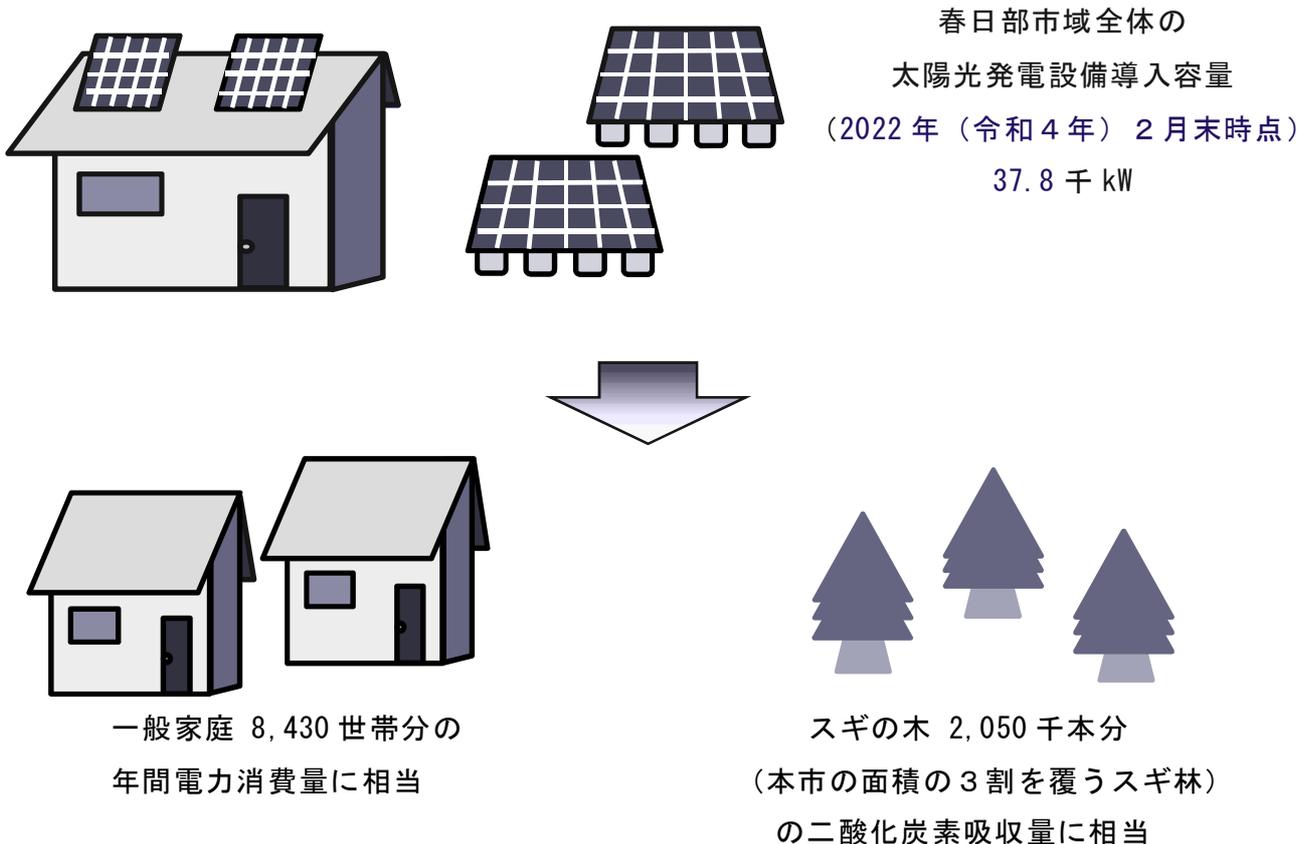
2022年（令和4年）2月末時点において、住宅用・非住宅用を含めた市域全体の太陽光発電設備設置数は5,330件、導入容量37.8千kWとなっています。

導入容量に基づく春日部市域全体の年間推定発電量は、40,000千kWh^{*1}となり、一般家庭の年間電力消費量8,430世帯分^{*2}に相当します。（図表2-26）

二酸化炭素推定削減量に換算すると、18,080t-CO₂^{*3}となり、これはスギの木2,050千本分^{*4}の年間吸収量に相当し、本市の面積の3割を覆うスギ林の二酸化炭素吸収量に相当します。

図表2-26：春日部市域の太陽光発電設備設置効果

太陽光発電設備導入容量	年間推定発電量	一般家庭の年間電力消費量	二酸化炭素推定削減量	スギの木による二酸化炭素吸収量
37.8千kW	40,000千kWh	8,430世帯分	18,080t-CO ₂	2,050千本分



本市では、2012年度（平成24年度）から住宅用太陽光発電設備設置補助金を導入し、市内の再生可能エネルギーの普及が進んでいます。2012年度（平成24年度）から2021年度（令和3年度）までの補助件数1,842件で、導入容量6,837kWです。

また、2015年（平成27年）8月には、寄附による基金を原資として、沼端小学校第二グラウンド跡地に、市営として初めての太陽光発電所が完成しました。

2015年（平成27年）8月から2022年（令和4年）3月までの発電量は、675,014kWhとなっており、再生可能エネルギー普及促進の重要な拠点となっています。

- ※1 一般社団法人 太陽光発電協会 公共・産業部会手引書改訂ワーキンググループ編集（2013年（平成25年）4月発行）「公共・産業用太陽光発電システム手引書」[p.132]を参照、システム容量1kW当たりの年間予想発電量（さいたま）1,058kWh/年/kWとして算出
- ※2 一般社団法人 太陽光発電協会「表示ガイドライン（2022年度）」を参照、一般家庭の平均年間電力消費量4,743kWh/年として算出
- ※3 二酸化炭素実排出係数 東京電力エナジーパートナー株式会社 0.452kg-CO₂/kWh（令和3年度実績、2022年（令和4年）8月5日公表分）を用いて算出
- ※4 林野庁ホームページ「40年生前後のスギの炭素蓄積量・呼吸量の求め方」を参照、1本当たりの炭素年間吸収量2.4kg（1ha当たり1000本の立木があると仮定）として算出

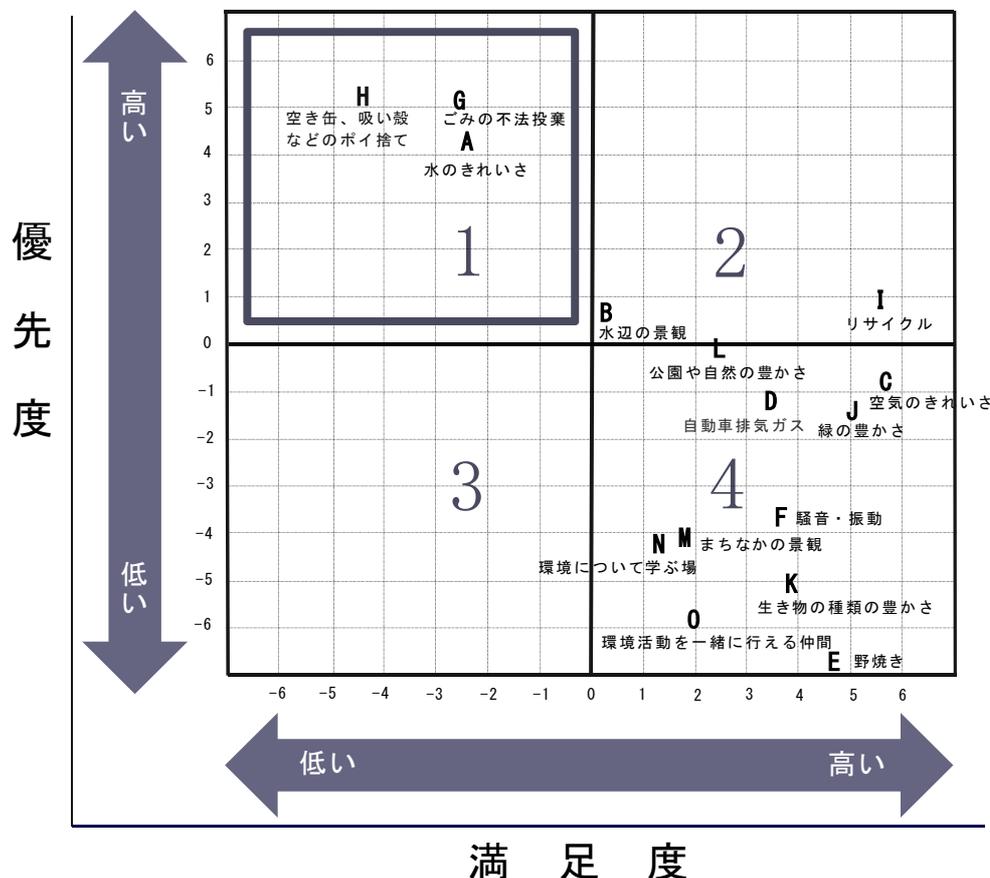
3 市民意識・事業者意識（アンケート結果）

市民・事業者の環境に対する意識や行動について把握するため、2016年度（平成28年度）に、18歳以上の市民2,000人、市内の200事業者を対象としてアンケート調査を実施しました。回収率は、市民44.4%、事業者41.5%でした。結果概要は、以下のとおりです。

(1) 市民アンケート結果概要

ア. 身の周りの環境に対する「満足度」とその対策の「優先度」

身の回りの環境に関する評価項目を設け、各項目に関する満足度及び優先度の平均スコアを算出し、評価を行いました。縦軸に優先度（優先度平均スコアの値）を、横軸に満足度（満足度平均スコアの値）を置き、項目の分布を表したのが図表2-27です。優先度が高く、満足度が低い象限 1 に分類された、A「水のきれいさ（川、地下水など）」、G「ごみの不法投棄の有無」、H「空き缶、吸い殻などのポイ捨ての有無」は、対策のニーズが高い項目となります。



優先度と満足度の平均スコアは、以下の式から算出しました。

- 優先度 = {「最も優先的に取り組むべき」の回答数 × 2 + 「優先的に取り組むべき」の回答数 × 1 + 「取り組むべきだが優先度は低い」 × (-1) + 「取り組む必要はない」 × (-2)} ÷ (総回答数 - 無回答数) × 10
- 満足度 = {「満足」の回答数 × 2 + 「やや満足」の回答数 × 1 + 「普通」の回答数 × 0.5 + 「やや不満」の回答数 × (-1) + 「不満」の回答数 × (-2)} ÷ (総回答数 - 無回答数) × 10

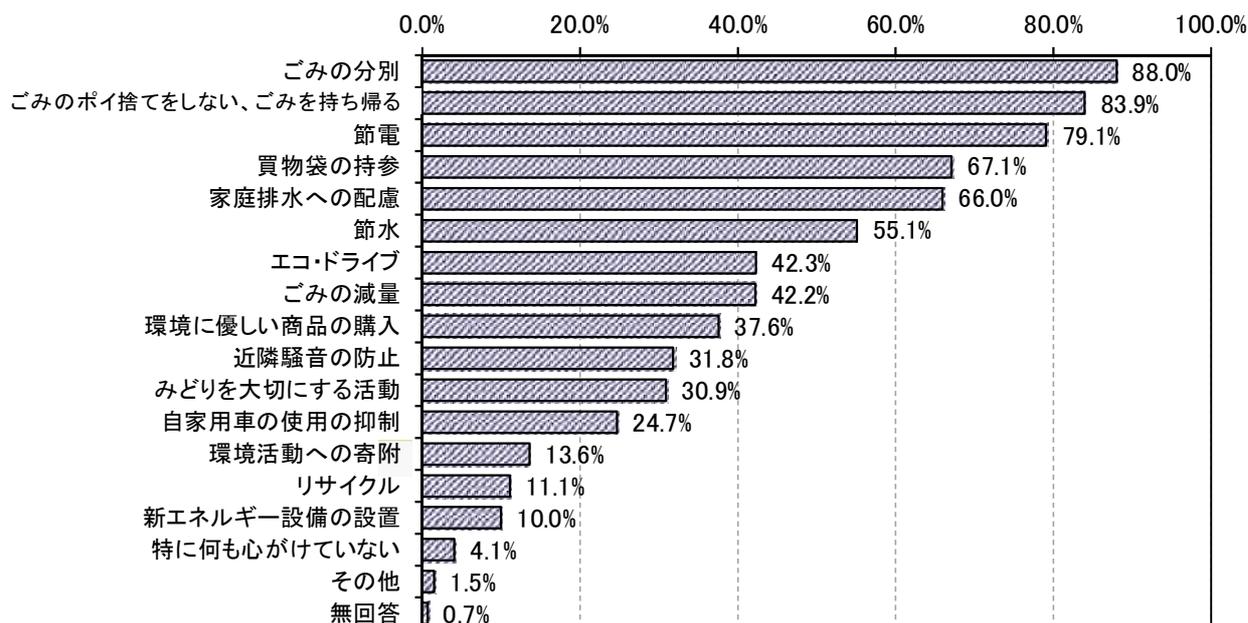
出典：「第2次春日部市環境基本計画に関するアンケート調

図表 2-27：身の周りの環境に対する満足度と対策の優先度の関係

イ. 市民の環境に関する普段の取組

「ごみの分別」が最も多く、次いで「ごみのポイ捨てをしない、出かけたときはごみを持ち帰る」、「節電」、「買物袋の持参」、「家庭排水への配慮」、「節水」といった、ごみや省エネルギー、水質に配慮した取組が多く実践されています。

一方で、「エコ・ドライブ」や、「ごみの減量」、「リサイクル」などの取組については、低いことから、これらについての取組を推進していく必要があります。



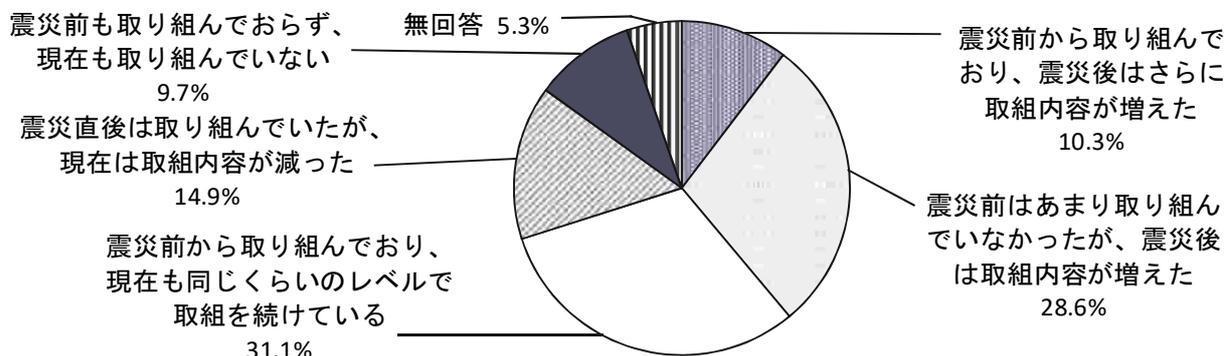
出典：「第2次春日部市環境基本計画に関するアンケート調査」

図表 2-28：環境に関する普段の取組（市民）

ウ. 東日本大震災前後での地球温暖化対策への取組の変化

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災後の原子力発電所の停止に伴い、電力不足に起因する政府の節電要請があり、家庭や事業所における節電の取組が進んだといわれています。

本アンケートにおいても、約4割の方が、節電などの省エネルギーの取組が増えたと回答しています。



出典：「第2次春日部市環境基本計画に関するアンケート調査」

図表2-29：東日本大震災前後での地球温暖化対策への取組の変化

エ. 市民が考える環境問題解決の責任と努力の主体

多くの環境項目において、市（行政）が、環境問題解決に向けた責任や努力の主体と考えられていますが、「水環境の保全・汚染」、「リサイクル・廃棄物処理」、「地球温暖化対策（省エネ・再エネの推進）」については、約5割の方が、市民・事業者の参加も必要であると回答しており、協働による取組が重要であると考えられます。

図表 2-30：市民が考える環境問題解決の責任と努力の主体

(単位：%)

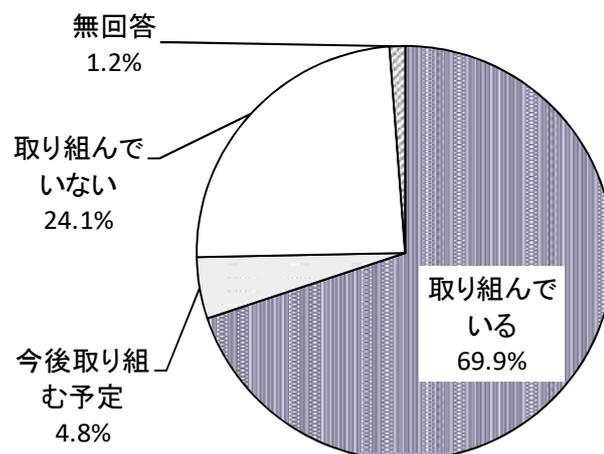
環境項目	市民	企業	行政	無回答
水環境の保全・汚染対策	51.5	53.8	66.7	5.1
大気環境の保全・汚染対策	29.0	71.0	56.7	4.6
近隣騒音・振動対策	71.8	42.1	32.5	5.4
リサイクル・廃棄物処理対策	57.1	46.4	66.2	4.5
緑など自然環境の保全	39.7	24.3	81.9	4.9
都市環境（街並みなど）の整備・保全	18.0	22.4	89.1	4.8
環境啓発・環境活動	36.8	30.4	78.8	5.8
地球温暖化対策（省エネ・再エネの推進）	52.0	61.3	68.8	4.3

出典：「第2次春日部市環境基本計画に関するアンケート調査」

(2) 事業者アンケート結果概要

ア. 日常業務における環境配慮のための活動の頻度

日常業務のなかでの環境配慮のための活動について、約7割の事業者が、「取り組んでいる」と回答しています。



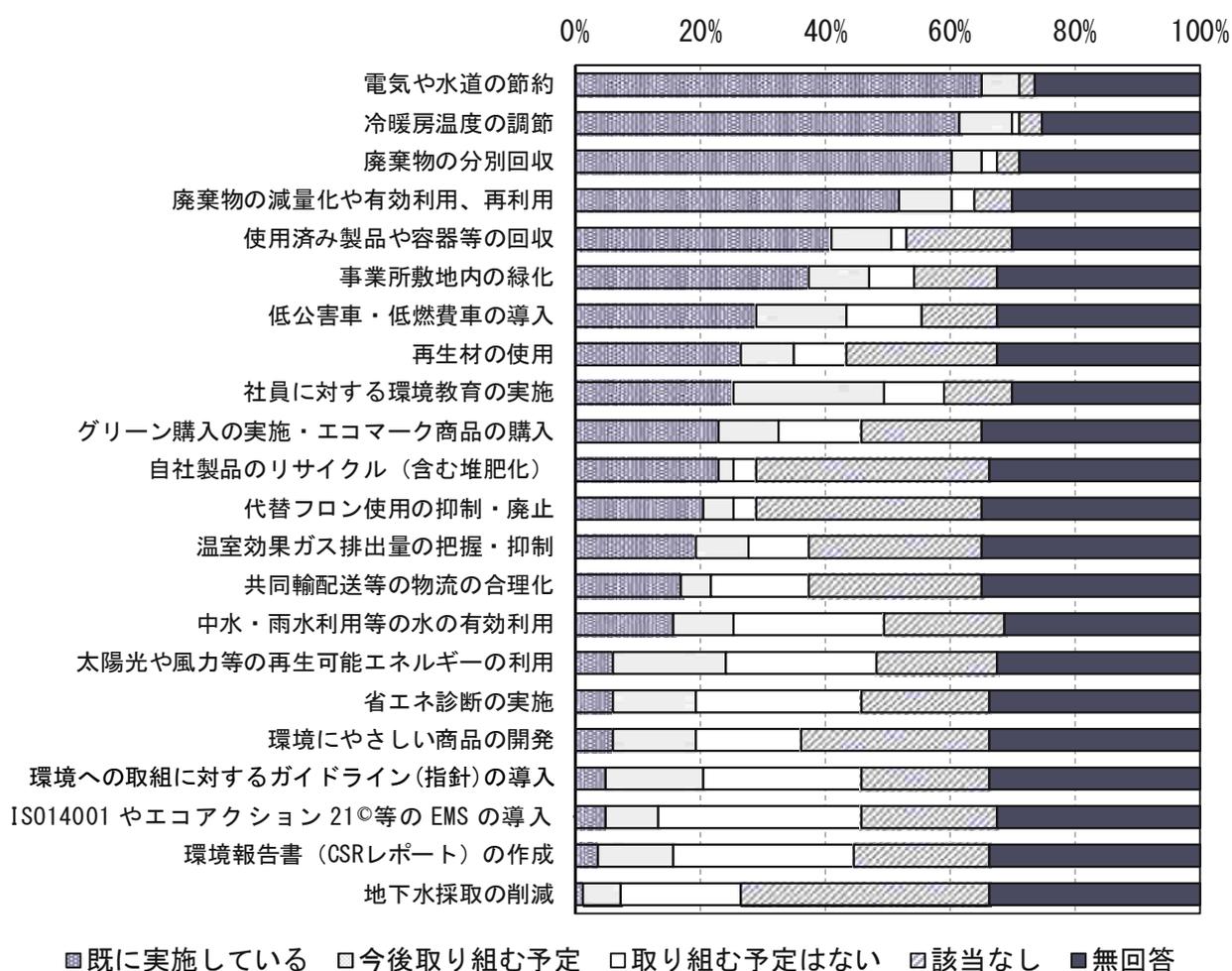
出典：「第2次春日部市環境基本計画に関するアンケート調査」

図表2-31：日常業務における環境配慮活動の取組

イ. 日常業務における環境配慮のための活動

「電気や水道の節約」、「冷暖房温度の調節」、「廃棄物の分別回収」、「廃棄物の減量化や有効利用、再利用」は、5割以上の事業者が、「既に実施している」と回答しており、ごみの削減や省エネルギー、節水に配慮した取組が実践されています。これらの活動は、事業コストの削減になりやすく、比較的取り組みやすい項目であると考えられます。

また、「中水・雨水利用等の水の有効利用」、「太陽光や風力等の再生可能エネルギーの利用」、「省エネ診断の実施」、「環境への取組に対するガイドライン（指針）の導入」、「ISO14001 やエコアクション 21[◎]等の EMS（環境マネジメントシステム）の導入」、「環境報告書（CSR レポート）の作成」は、「取り組む予定はない」と回答した事業者が多く、今後、再生可能エネルギーの利用を中心に、事業者への啓発が重要な項目であると考えられます。



出典：「第2次春日部市環境基本計画に関するアンケート調査」

図表2-32：日常業務における環境配慮のための活動（事業者）

ウ. 事業者が考える環境問題解決の責任と努力の主体

市民アンケート結果と同様に、多くの環境項目において、市（行政）が、環境問題解決に向けた責任や努力の主体と考えられていますが、「水環境の保全・汚染」、「リサイクル・廃棄物処理」については、約5割の事業者が、市民・事業者の参加も必要であると回答しており、これらの環境項目については、協働による取組が重要であると考えられます。

また、「大気環境の保全・汚染対策」、「近隣騒音・振動対策」、「リサイクル・廃棄物処理対策」については、「企業」の責任や努力が必要であるとの回答が最も多くなっており、事業活動によって生じる環境負荷に対して、問題意識を感じている事業者が多いことが読み取れます。このことから、市が事業者を支援する取組が重要であると考えられます。

図表2-33：事業者が考える環境問題解決の責任と努力の主体

(単位：%)

環境項目	市民	企業	行政	無回答
水環境の保全・汚染対策	47.0	50.6	61.4	4.8
大気環境の保全・汚染対策	34.9	62.7	55.4	7.2
近隣騒音・振動対策	49.4	59.0	36.1	4.8
リサイクル・廃棄物処理対策	45.8	57.8	57.8	4.8
緑など自然環境の保全	43.4	28.9	67.5	4.8
都市環境（街並みなど）の整備・保全	19.3	16.9	84.3	4.8
環境啓発・環境活動	24.1	27.7	75.9	6.0
地球温暖化対策（省エネ・再エネの推進）	38.6	45.8	68.7	4.8

出典：「第2次春日部市環境基本計画に関するアンケート調査」

4 春日部市の環境の課題

近年の社会変化や、本市の環境の現状、市民・事業者アンケートの結果等を踏まえて、本市における環境の課題を分析し、次のとおり抽出しました。

(1) 生活環境

- ア. 産業型公害は、法令規制強化等により改善される一方、都市化の進展、生活様式の多様化で、自動車による大気汚染、生活排水による河川の汚濁や生活騒音など都市・生活型公害が顕在化しています。今後も、大気汚染の監視と排出対策の強化を図っていくとともに、PM2.5や有害大気汚染物質の状況について情報収集を行うなど、県や近隣自治体の動向に合わせた対応を検討していくことが必要です。
- イ. 市内の主要河川の水質は改善傾向にあるものの、さらなる水環境の保全のため、汚水処理のための公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及を進めることが必要です。
- ウ. 自動車による騒音・振動は、改善傾向にあるものの、建設工事や家庭生活、深夜営業などの多様な騒音・振動の苦情が発生しています。行政による指導・要請のほか、関係者間の協力などを通じて柔軟に解決していくことが必要です。
- エ. 化学物質による人や動植物への影響を減らすためには、法令遵守はもとより、事業者による適正管理など、市民・事業者・市が、化学物質の正確な情報を共有し、相互理解を深めることが重要です。
今後、増加が見込まれる石綿（アスベスト）使用建築物の解体に伴う石綿飛散の防止をはじめ、PCBの適正な処理の全数完了や東京電力福島第一原子力発電所事故による環境への影響について、把握することが必要です。

(2) 自然環境

- ア. 市内の都市化に伴い、人と自然との関係が希薄化しています。自然への関心を高めるためには、自然とのふれあいの場である公園や川沿いの緑道等の維持管理、自然体験教育や環境保全活動に関して、適正に進めていくことが必要です。
- イ. 本市の財産である天然記念物などの特徴的な自然や、歴史的・文化的な景観を次世代へ継承し、活力あるまちづくりを進めていくため、これらの景観と調和する自然を保全・活用しながら、環境を大切に作る心や郷土愛を醸成することが必要です。
- ウ. 開発行為や建築行為によって、緑や農地、水辺が減少しています。ヒートアイランド対策の点からも、街路樹や屋敷林など既存の緑を守るとともに、さらなる緑化活動を進めることが必要です。
- エ. 地下水かん養や洪水調節機能をもった農地の保全や農業活性化に向けた取組に加え、生活環境の維持や心身の癒やしいに関係の深い河川や水路などの水環境保全の取組が必要です。
- オ. 人間活動や開発行為のほかには、外来種や地球温暖化の影響により生態系のバランスが崩れることが危惧きぐされています。
外来種の移入と拡大の防止に取り組むとともに、生物多様性について認識し、理解を深めることが、動植物との共生意識の向上や生態系の保全につながるため、生物多様性の重要性について啓発することが必要です。

(3) 循環環境

- ア. ごみの減量化・資源化は、少しずつ進んでいるものの、資源を無駄なく利用し、ごみを最小限に抑えるための取組をさらに推進するため、食品ロスの削減や、分別の徹底、さらには分別回収方法の検討など、リサイクルを促進する取組が必要です。
- イ. 水資源の確保と有効利用を目的とした節水の啓発や雨水の再利用の取組が必要です。
- ウ. 景観を損ねるごみのポイ捨てや不法投棄による苦情が発生しており、不法投棄防止の啓発と環境美化活動の推進が必要です。
- エ. ごみの適正な処理を推進するため、正しいごみ出しのルールについて啓発するとともに、ごみ処理施設の適正な運営管理を行い、環境影響を最小にすることが必要です。
- オ. 災害時には、迅速な復旧・復興じんそくを行うことはもとより、災害廃棄物について、市民の安全な生活環境を確保しながら迅速かつ適正じんそくに処理するため、「春日部市災害廃棄物処理計画」に基づき適正に処理することが必要です。

(4) 地球環境

- ア. 東日本大震災以降のエネルギーに対する考え方の変化も影響し、節電や冷暖房温度の調節など、市民・事業者・市のそれぞれにおいて、身近な行動から省エネルギーの取組が進んでいますが、今後は、さらなる省エネルギーの推進とともに、太陽光をはじめとした再生可能エネルギー設備等の導入も併せて推進していく必要があります。
- イ. 温室効果ガス排出削減に向けて、自然と調和したコンパクトシティを目指すとともに、自転車や市コミュニティバス「春バス」などの最適利用を図る取組や低公害型・低炭素型の交通機関を推進していく必要があります。
- ウ. 燃費の改善に寄与するエコドライブや、夏場、冷房に頼り過ぎず快適に過ごせる緑のカーテンの取組など、COOL CHOICE^{クールチョイス}をさらに推進していく必要があります。
- エ. 地球温暖化との関連が懸念される異常気象によって引き起こされる被害を軽減するための取組が必須となっており、まちづくりの検討の際にも異常気象による被害を低減するための視点を取り入れていく必要があります。
- オ. 地球温暖化によって既に起こりつつある影響に対して、自然環境や社会環境のあり方を調整する「適応策」の情報を収集し、広く市民に提供し、実施することが必要です。

(5) 環境意識・環境教育

- ア. 市民・事業者・市はそれぞれ、環境に配慮した行動に取り組んではいるものの、主体性を持った行動に乏しい傾向があります。各主体の間では、情報共有や意見交換が行われる機会は少なく、環境活動の展開は、限定的なものとなっています。今後、多様化する環境問題に対応するためには、一人ひとりが環境に配慮した行動を実践するとともに、市民・事業者・市が協働して取組を進めていく必要があります。
- イ. 環境に関する活動への参加状況については、若年層における参加率が低い傾向にあることから、将来を担う子どもをはじめとして、幅広い年代に環境について学ぶための機会を増やしていく必要があります。

